

2003年2月24日

日本図書館協会図書館経営委員会  
専門職員認定制度特別検討チーム(報告)

< 審議の経過 >

0 . 経緯

専門職員認定制度特別検討チームが発足に至る経緯は以下の通りである。

1996.4.24:

「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策(報告)」(文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会(当時))にて、司書の高度な専門性を評価する名称の付与制度の創設が指摘される

1998.3-1998.10:

日本図書館協会「専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ(第1次)」にて検討

1999.3-2000.3:

日本図書館協会「専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ(第2次)」にて検討

2001.4-2002.6

日本図書館協会研修委員会にて検討

(参考資料)

- 生涯学習審議会社会教育分科審議会 . 社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告) . 図書館雑誌 , vol.90 , no.6 . p.416-425(1996)
- JLA 専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ . 専門性の確立と強化を目指す研修事業について(報告)概要 . 図書館雑誌 , vol.93 , no.2 . p.149-151(1999)
- 専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ(第2次) . 専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ(第2次)報告書 .  
<http://www.jla.or.jp/kenshu/kenshuwg/index.html>
- 日本図書館協会研修委員会 . 高度な専門性を評価する名称の付与制度の検討について(報告) .  
<http://www.jla.or.jp/keiei/hokoku020605.pdf>

1 . 諮問事項(2002年9月30日付日本図書館協会理事長名義による日本図書館協会経営委員長宛依頼文書による)

- 1) 制度を設ける目的と意義
- 2) 認定の対象者
- 3) 認定の方法や指標
- 4) 認定団体
- 5) 実施組織

- 6) 具体的な名称
- 7) 被認定者に与えられる特典または義務
- 8) 経費と収入
- 9) 制度の導入時期
- 10) 認定の頻度

## 2. 専門職員認定制度特別検討チームによる審議の経過

第1回会議(2002年10月10日(木)19:00-21:30 日本図書館協会会館第1会議室)

- 特別検討チーム設置にいたる経緯と審議事項に関する質疑
- 以後のスケジュールに関する討議

第2回会議(2002年10月30日(水)19:00-21:00 日本図書館協会会館第1会議室)

- 論点の整理
- 主要な論点に関する検討

第3回会議(2002年11月13日(水)19:00-21:30 日本図書館協会会館第1会議室)

- 主要な論点に関する検討(前回の続き)

第4回会議(2002年11月27日(水)19:00-21:30 日本図書館協会会館第1会議室)

- 申請から認定に至るまでの制度のアウトラインの検討

第5回会議(2002年12月4日(水)19:00-21:30 日本図書館協会会館第1会議室)

- 申請から認定に至るまでの制度のアウトラインの検討(前回の続き)
- 日本図書館協会メールマガジン掲載文、中間報告、パブリックコメントに関する検討

第6回会議(2003年1月14日(火)19:00-21:30 日本図書館協会会館第1会議室)

- パブリックコメントの回答に関する検討
- 最終報告書に関する検討

第7回会議(2003年2月14日(金)19:00-20:40 日本図書館協会会館第1会議室)

- パブリックコメントの回答に関する検討
- 最終報告書に関する確認

第8回会議(2003年2月24日(月)19:00-21:00 日本図書館協会会館第1会議室)

- 報告解説(『図書館雑誌』2003年4月号掲載)に関する検討

(参考資料)

- 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チーム。「高度な専門性を評価する名称付与制度」について中間報告

<http://www.jla.or.jp/keiei/tyukanhokoku.pdf>

3. 日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チームメンバー

内野安彦(鹿嶋市立中央図書館)

大谷康晴(青山学院女子短期大学)

鈴木正紀(文教大学湘南図書館)

前村安範(練馬区立光が丘図書館)

< 報告事項 >

1. 制度を設ける目的と意義

公共図書館経営の中核を担う、あるいは今後担うことになる司書に対して高度な専門性を有することを日本図書館協会が上級司書として証明することによって、以下の点が実現可能になることを目的としている。

- 1) 図書館で中核的な役割を持つ司書の資質向上
- 2) 行政内における司書の専門性の認知
- 3) 司書の社会的認知の向上

また、日本図書館協会は、この資格の認定の主体となることで、司書の社会的地位の向上に資することを旨とする。

2. 認定の対象者

以下の全ての条件を満たした者を資格認定の対象とする。

- 1) 地方公共団体職員およびそれに準ずる者
- 2) 司書資格を有している者
- 3) 日本図書館協会会員である者
- 4) 図書館での通算の実務経験が10年以上である者
- 5) 以下の研修を受講し、修了した者
  - a. 「日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修」またはそれに相当する研修
  - b. 「日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修」修了者を対象とした日本図書館協会主催の研修またはそれに相当する研修
- 6) 上記第5項bの研修を修了後合計して3年以上の図書館での実務経験者であること
- 7) 下記の全ての条件を満たした論文を提出していること
  - a. 申請にあたって執筆したオリジナルの論文もしくは申請時より過去3年以内に図書館に関する雑誌に掲載された論文、あるいは執筆部分が明確な報告書、図書に掲載されている論文
  - b. 図書館に関し、その経営の改善に資する内容を持ったもの
    1. 個別のサービスの改善に留まらず、全般的な改善に資するものであること
    2. 学問的手続きに則った論証がなされていること
  - c. 400字詰め原稿用紙換算で50枚程度の分量であること

3. 認定の方法や指標について

a) 認定の方法

第2項の条件を満たした者であるかどうかを審査するための組織(第5項参照)を設け、その機関(組織)によって1人ずつ審査を行い、認定する。その際、申請書類および論文(場合によっては面接も)に基づき、以下の点に注意しながら精査する。

- 1) 図書館に対して、高度な見識を有し、サービスの実務を把握しているか
- 2) 図書館の外部に対しても交渉ができる人物であるか
  - a. 所属する公共団体の首長部局、各種行政委員会と交渉できる人物であるか
  - b. 所属する職場以外に活動範囲を有する人物であるか
- 3) 図書館および図書館員の地位向上に努められる人物であるか

審査の結果、認定に値すると判断された申請者について、日本図書館協会の名前で申請者の組織長に推薦の依頼を行う。ここで、日本図書館協会から認定される者が高度の専門性を有していることを説明することによって、当該組織に申請者の優れた専門性を認知させることも目的としている。

以上全ての手続きを終えたものを対象に認定式を行い、認定を行う。

#### b)認定後の制度

被認定者は、一定期間(5年)ごとの更新を受けなければならない。更新手続きを行わない場合、認定は失効する。この更新は下記のそれぞれの活動によって獲得されるポイントを一定数獲得した場合にのみ認められる。

- 1) 図書館での現場経験
- 2) 研修等での講師としての経験
- 3) 各種図書館団体での活動
- 4) 図書館に関する学術的活動
- 5) 指定された研修の受講

なお、地方公務員法に規定された遵守事項に違反した者、または「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」をはじめとする図書館員に関する規定に著しく違反したものは、認定を取り消されることになる。

#### 4. 認定団体

日本図書館協会が資格として認定する。

#### 5. 実施組織

##### a)上級司書審査会

日本図書館協会内に上級司書審査会を設ける。上級司書審査会は、日本図書館協会の下に常設の組織とし、以下の活動を行う。

- 1) 資格認定、更新および取消に関する業務
- 2) 申請書類の受付、資格認定書や証明書の発行等の各種手続に関する業務
- 3) 審査基準の作成および改訂作業に関する業務
- 4) 審査チームの選考および委嘱手続きに関する業務

- 5) 資格認定に関わる広報業務
- 6) その他資格認定に関する業務

#### b) 審査チーム

上級司書審査会は、書類上の審査については一括して行うが、申請者の経歴、論文や活動等に関する詳細な評価については、申請者1名に対して3名程度から構成される審査チームを随時編成して、そこにその審査を委嘱する。この審査チームについては、以下の通りにするのが適当である。

- 1) 主査1名、残りを副査として合議制で審査を行う。
- 2) 主査は、審査のとりまとめを行い、上級司書審査会に審査の報告を行う。
- 3) 申請者の数に応じて審査チームを随時編成していく。審査チームは主に既に上級司書に認定された者で構成し、これに有識者を加えて構成する。

#### 6. 具体的な名称

上級司書が適当と思われる。ただし、図書館員の専門性を評価する他の制度との整合性に配慮する。また、英文名称も併せて公式に決定しておくことが望ましい。

#### 7. 被認定者に与えられる特典と義務

認定された者に対して与えられる特典と義務は以下の通りである。

##### 特典

- 1) 上級司書の徽章着用の許可
- 2) 上級司書名簿への記載
- 3) その他上級司書の顕彰

##### 義務

- 1) 図書館および図書館員の社会的向上につながる活動への参加

日本図書館協会は、真に図書館経営の中核を担える人物が認定されるように努めるとともに、認定された者の社会的地位が向上する方策を実施する。

#### 8. 経費と収入

認定に関わる業務に関する経費と収入として以下の通り想定している。なお、専門性を有する図書館員であるかどうかを審査する以上、高度な水準に到達した審査体制を必要としている。したがって、審査のための財政基盤の確立は必要不可欠である。

##### 経費

- 1) 諸手続きに関する経費
  - a. 諸手続きを担当する専任スタッフのための人件費

- b. 所属長からの推薦状提出に要する通信費
- 2) 審査に関する経費
  - a. 審査チーム(主査・副査)への謝礼
  - b. 審査に要する通信費等諸雑費
- 3) 認定に関する経費

#### 収入

- 1) 申請料(1人3万円程度が適当)
- 2) 認定更新料(1人1万円程度が適当)

#### 9. 制度の導入時期

2003年度に詳細な検討を行い、2004年度からの実施を目指す。ただし、他の館種および館内の業務に応じた専門性を有する職員の認定制度の確立、図書館員の育成体制など多岐に及ぶ影響を考慮に入れ、慎重に検討を行わなければならない。

#### 10. 認定の頻度

事務作業量、審査の都合上、認定は1年に1回とする。